

令和7年度 有田町合同企業説明会業務委託優先事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

1. 提案の方法

「令和7年度 有田町合同企業説明会業務委託優先事業者選定 公募型プロポーザル実施要領」、「令和7年度 有田町合同企業説明会業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）に基づき、事業提案及び見積価格を提案事業者に求め、提案された業務内容に対する技術力・実施手法・価格等を総合的に評価したうえで優先事業者を選定する。

なお、あくまで優先事業者を選定するものであり、契約内容について別途協議の上決定する。

2. 業務概要

(1) 業務の目的

近年、有田町では製造業や IT 関連企業との進出協定を締結しているが、進出企業及び既存の町内企業（以下、「地元企業」という）が将来にわたり事業を継続するためには、安定的な人材の確保が必要である。

進出企業及び地元企業への採用支援を行うとともに、有田町民、近隣市町市民及び学生・就活者等への就活支援を行う為に、合同企業説明会を開催し、進出企業及び地元企業周知、雇用の創出、移住定住の促進を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和7年7月1日から令和7年12月26日まで

(4) 業務委託上限額(消費税及び地方消費税含む)

1,500,000円

3. 参加資格

本提案に参加できる者は、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル実施までの間に、有田町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、並びに次の②及

び③に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 佐賀県若しくは長崎県内に支店・営業所等を設置し、職員を配置していること。

4. 実施スケジュール（予定）

内容	期間等
公募開始	令和7年5月9日（金）
質問の受付期間	令和7年5月9日（金）～5月21日（水）
質問に対する回答	令和7年5月28日（水）
参加意向申出書の提出期限	令和7年5月30日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年6月13日（金）
審査会	令和7年6月20日（金）
審査結果通知	令和7年6月24日（水）

5. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月30日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送、持参又は電子メール
- (3) 提出書類 ①参加意向申出書（様式1）（1部）
②申込者の概要を把握できる資料（参考様式1）
③佐賀県若しくは長崎県内に有する支店・営業所等の概要を把握できる資料（参考様式2）
※②及び③については、既存パンフレット等があれば、当該パンフレット等の提出でも可

- (4) その他 参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（様式2）を提出すること。

6. 質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年5月9日（金）～令和7年5月21日（水）17時（必着）
(2) 提出方法 電子メール
(3) 提出書類 質問書（様式3）
(4) 回 答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、有田町ホームページに令和7年5月28日（水）までに掲載する。（個別の回答は行わない。）

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月13日（金）17時（必着）
(2) 提出方法 郵送又は持参
(3) 提出書類
① 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（5部）
② 会社概要及び過去の類似事業の実績の提示（参考様式3又は任意様式）（5部）
③ 見積書（任意様式）（1部）
(4) 企画提案書の内容
企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載すること。企画提案書の必須記載項目は以下の通りとする。
・業務遂行にかかる人員配置・責任者
・業務実施工程表
・参加対象者の募集（募集方法・参加者の目標数）
・参加企業の募集（募集方法・業種・参加企業の目標数）
・運営方法（会場レイアウト、オンライン面談方法等）
・周知活動方法（SNSを活用した周知方法、求職者支援機関との連携方法等）
・参加企業に対する支援内容
・その他、本事業に有効だと想定している取組事項

8. 評価基準・審査方法

本プロポーザルの審査については、「令和7年度 有田町合同企業説明会業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、下記に定める評価基準に基づき審査を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(1) 評価基準について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
確実な業務遂行のための実施体制	業務を確実に遂行するにあたって、十分な人員が配置されており、必要に応じて早急な対応が可能な体制が構築されているか	10
	十分な告知期間や作業時間が確保された無理のないスケジュールを組んでいるか	10
実施内容及び効果	【参加企業の募集】 幅広い業種から雇用に繋がりがやすい求人企業の参加が見込めるか。	20
	【参加対象者の募集】 周知方法が、参加対象者に対して効果的か。 参加対象者の参加を促すための工夫や効果が見込めるか。	20
	【合同企業説明会の実施】 会場レイアウト・導線・実施形式等が事業目的を達成するために適切か。	10
	【参加企業に対する支援】 参加企業への事前・当日・事後の支援内容が適切か。	5
	【全般】 事業の趣旨・目的に合致した提案者の独自視点や創意工夫があるか。	5
業務実績	当該業務に類似する業務（求職者・学生を対象とした合同企業説明会）の実施実績の有無	15
見積金額	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	5

(2) 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者を選定する。

【審査（プレゼンテーション）の実施】

- ①実施日 令和7年6月20日（金）
- ②提案者出席者数 3名以内

③プレゼンテーションに要する時間

概ね 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

⑤プレゼンテーションに要する機材

パソコン、モニターは町が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「3. 参加資格」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9. 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者及び次点者のみ町ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

10. 契約手続等

選定された最適提案者は、町と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

11. その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

- ①提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。

- ②提出された提案書等は、返却しない。
- ③提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

1 2. 問合わせ先

問合せ先及び書類提出先

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町役場 まちづくり課（担当：平川・北濱）

TEL：0955-46-2990

E-mail：machidukuri@town.arita.lg.jp